

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>